

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

本工事は、電子契約システム対象案件である。

令和5年7月21日

分任支出負担行為担当官

近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所次長 前野 恭成

1 工事概要

- (1) 工事名 令和5年度 加古川水系広域農業水利施設総合管理事業
呑吐ダム他洪水吐設備等点検整備工事
- (2) 工事場所 兵庫県三木市志染町三津田地内他
- (3) 工事内容 本工事は、直轄管理事業（加古川水系地区）で管理している呑吐ダム、川代ダム、大川瀬ダム、鴨川ダム、高田頭首工の洪水吐設備等が常時良好な機能を発揮できるよう、年点検及び整備を行うものである。
ア 呑吐ダム1号・2号ゲート開度計製作工 一式
イ 呑吐ダム3号ゲート開度計据付工 一式
ウ 川代ダム機側操作盤内機器更新工 一式
エ 点検・整備工 一式
- (4) 工期 令和5年9月11日から令和6年3月8日まで。（180日間）（予定）
本工事は、工期の前に、建設資材や建設労働者などが確保できるよう余裕期間制度を活用する工事である。詳細は特別仕様書に示すとおりである。
- (5) 本工事は、提出された競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易Ⅱ型（企業実績重視型））の適用工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
- (6) 本工事は、品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。
- (7) 本工事は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第85

- 条に基づく調査基準価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって入札する者に対して、予決令第 86 条に規定する調査（以下、「低入札価格調査」という。）結果の公表及び、監督体制の強化等により品質確保等の対策を実施する工事である。
- (8) 本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して、施工確認段階等において監督職員が文書により受注者に改善を指示した場合、その回数に応じ以降の 1 年間近畿農政局管内直轄の別の新規工事における総合評価落札方式の評価点等を減ずる試行工事である。
- (9) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 V E 方式の対象工事である。
- (10) 本工事は、入札説明書の交付、申請書及び確認資料の提出及び受領に係わる確認並びに入札について、原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）により行う対象工事である。ただし、電子入札方式によりがたい場合は、紙入札方式（持参に限る）の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は紙入札方式に代えることができる。
- (11) 本工事は、契約手続きにかかる書類の接受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
- (12) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。
- (13) 本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。
- (14) 本工事は、週休 2 日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休 2 日制による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休 2 日相当の確保が難しいことが想定される場合には、監督職員と協議するものとする。
- (15) 本工事は、週休 2 日制を促進するため、週休 2 日に取り組むことを前提として、現場閉所状況に応じて「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成 15 年 2 月 19 日付け 14 地第 759 号大臣官房地方課長通知）に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休 2 日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。
- (16) 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の適用
- ア 本工事は、「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）」（以下「本方式」という。）の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締

結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を含む）について合意するものとする。

イ 本方式の実施方式は、工事数量表の細別の単価に請負代金比率（落札金額を予定価格で除したものを）乗じて得た各金額について合意する方式とする。

ウ 本方式の実施手続きは、「総価契約単価合意方式実施要領（包括的単価個別合意方式）」（平成30年9月21日付け30農振第1860号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説（包括的単価個別合意方式）」によるものとする。

(17) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(18) 本工事は、施工にあたり、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(19) 本工事は、施工にあたり、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合、契約締結後、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：抜開・除根・除草等

2 競争参加資格

(1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 近畿農政局における令和5・6年度一般競争参加資格のうち、「鋼構造物工事」の認定を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記(2)の再認定を受けた者を除く。

(4) 施工実績

ア 平成20年4月1日から申請書及び確認資料の提出期日(別表1②に示す期限日)の前日までに元請けとして自ら製作・架設し、完成・引渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。

ただし、経常建設共同企業体にあつては構成員のうち1社が同種工事の施工実績を有すること。なお、共同企業体としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

「自ら製作」とは、自社工場での製作に限定するものではなく、その施工能力(総合的な企画、調整及び指導)があることを条件にしたものである。また据付も同様である。

イ 同種工事とは、「ダムの水門扉を新設・更新又は整備を実施した工事」とし、規模は問わないものとする。同種工事は、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム(CORINS)」の場合、「水門扉工事(59)ーダム用水門扉工(562)」を示すが、CORINSに登録されている工事に限定するものではない。

また、当該実績が各地方農政局(沖縄総合事務局を含む。)の発注した工事である場合にあっては、工事成績評定表の評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

(5) 配置予定技術者の資格要件確認

配置予定技術者については、建設業法に従って当該工事に配置できるかを審査するため、開札後に評価値が最上位の者に要件を満たすことを確認する技術者資料の提出を求める。

なお、技術者資料の提出をした者が要件を満たさない場合はその者の入札を無効とし、評価値が次順位の者に技術者資料の提出を求めて要件を確認する。

(6) 本工事に経常建設共同企業体として申請書を提出した場合、その構成員は単体として申請書を提出することはできない。

(7) 申請書及び確認資料の提出期限の日から開札時までの期間に「近畿農政局工事請負契約指名停止等措置要領」(平成15年9月1日付け15近総第408号(理))に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 上記1(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者(受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下に同じ)又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(9) 同一入札に参加しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないこと。

(10) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」(平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配

する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(11) 以下に定める届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

- ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
- イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
- ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

(12) 工事完成後、引渡後においても会社組織（同系列会社のサービス組織含む）に、設備・製品に対する保守サービスを行う体制が整備されていること。

3 総合評価落札方式に関する事項

(1) 評価項目

- ア 施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）
- イ 企業評価

(2) 総合評価の方法

- ア 「標準点」を 100 点とし、「施工体制評価点」の最高点を 30 点、「加算点」の最高点を 30 点とする。
- イ 「施工体制評価点」の算出方法は、上記（1）評価項目（施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性））の評価を行い、「施工体制評価点」を与える。
- ウ 「加算点」の算出方法は、上記（1）の評価項目（企業評価）について評価した結果、得られた「評価点数の合計値」に、加算点の最高点 30 点を評価点数の最高点（満点）32.5 点で除した値を乗じて求められる点数を「加算点」として与える。
$$\{\text{加算点} = \text{評価点数の合計値} \times (\text{加算点の最高点 } 30 \text{ 点} / \text{評価点数の最高点 } 32.5 \text{ 点})\}$$
- エ 価格と価格以外の要素を総合的に評価する施工体制確認型総合評価落札方式(簡易Ⅱ型)は、予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格（以下、「予定価格」という。）の制限の範囲内での入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（ $\{\text{標準点} + \text{施工体制評価点} + \text{加算点}\} / \text{入札価格}$ 、以下「評価値」という）により行う。
- オ 「企業評価」について複数の記載がある場合は評価の低いもので評価するものとする。
- カ 「施工体制評価点」の評価結果が低い者に対しては、「施工体制評価点」の得点割合に応じて「加算点」についても減じる措置を行う。

(3) 落札者の決定方法

- ア 入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。
なお、落札の条件は、次のとおりとする。
 - (ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
 - (イ) 「評価値」が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。

但し、落札者となるべき者の「入札価格」によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、落札の条件（ア）及び（イ）を満たす者かつ適切な「入札価格」と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。

（ウ）配置予定技術者の資格要件を満たしていること。

イ 上記アにおいて、「評価値」の最も高い者が2者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

ウ 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うものとする。

4 入札手続等

（1）担当部局 : 〒673-0515 兵庫県三木市志染町三津田1525
近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所
加古川水系広域農業水利施設総合管理所 経理係
電 話 0794-87-3321

（2）入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書を電子入札システムにより交付する。

ただし、CD-Rによる交付を希望する場合は、あらかじめその旨を以下の交付場所へ申し込みを行った上で、以下の期間、場所にて交付する。

ア 交付期間：別表1①に示す日時

イ 交付場所：上記（1）に同じ。

ウ その他：配付資料は無料である。

（3）申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間：別表1②に示す日時

イ 提出場所：上記（1）に同じ。

ウ その他：電子入札方式により提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、発注者の承諾を得て、紙入札方式による場合は上記イへ持参又は郵送（郵便書留や宅配便など配達記録が残るものに限る）するものとする。

（4）入札、開札の日時、場所及び提出方法

ア 入札（開札）日時：別表1④に示す日時

イ 入札（開札）場所：近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所
加古川水系広域農業水利施設総合管理所 会議室

ウ 提出方法：受付期間内に電子入札方式により提出すること。

ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参すること。

第1回の入札に際しては、入札参加者に工事費内訳書の提出を求める。

エ 入札の締め切り：電子入札方式による入札の締め切りは別表 1 ③に示す日時
紙入札方式による同締め切りは別表 1 ④に示す日時とし、上記ア、イ
に持参により提出する。

オ 留意事項：紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官に
より競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合
は、委任状を持参すること。

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除。

イ 契約保証金 納付。(保管金の取扱店 日本銀行明石代理店)

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

(ア) 利付国債の提供 (保管有価証券の取扱店 日本銀行京都支店)

(イ) 金融機関若しくは保証事業会社 (公共工事の前払金保証事業に関する法律 (昭和 27 年
法律第 184 号) 第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。) の保証。(取扱官庁 近
畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所加古川水系広域農業水利施設総合管理所) ま
た、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行っ
た場合には、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をし
た者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定主任 (監理) 技術者の専任制違反の事実が確認さ
れた場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の
変更は認められない。

(5) 配置予定監理技術者等の専任期間

配置予定技術者の専任 (専任要否含む) にあつては、建設業法第二十六条第一項、第二項
及び政令第二十七条第一項の定めによるものとする。専任で配置する場合の配置予定技術者
の工事現場への専任期間は契約工期を基本とするが、次に掲げる期間については配置予定技
術者の工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、設計図書もしくは打合せ簿
等の書面により明確にするものとする。

なお、製作段階と据付段階で異なる配置予定技術者を配置できるが、工場製作を担当した
者は、現場据付においても支援協力するものとする。

ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）。ただし、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定めるものとする。

イ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査、かんがい期の通水等により、工事を全面的に中止している期間。

ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ、発電機・配電盤の電気品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間。また、工場製作過程においても工事全般を適正に施工するため監理技術者等が監理する必要があるが、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行う事が可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。

エ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

(6) 手続における交渉の有無 無。

(7) 契約書作成の要否 要。

(8) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無

(9) 低入札価格調査を受けた者に係る契約保証金の額は10分の3以上とする。

低入札価格調査を受けた者との契約に係る前金払いの金額は、請負代金額の10分の2以内とする。

(10) 契約締結後のV E提案

ア 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係わる設計図書の変更について、発注者に提案することができる。この提案が適正と認められた場合は、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細については特別仕様書による。

イ V E提案内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

ウ 発注者がV E提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においてもV E提案を行った建設業者の責任が否定されるものではない。

(11) 施工体制確認のためのヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。入札参加者が提出期限までに追加資料を提出しない場合、ヒアリングに応じな

いなど調査に協力しない場合、追加資料の記載内容が適切でない場合（未記載、未定を含む）は、入札を無効とすることがある。

(12) 関連情報を入手するための照会窓口 4（1）に同じ。

(13) 一般競争参加資格の確認を受けていない者の参加

上記2（2）に掲げる一般競争参加資格の確認を受けていない者であっても、上記4（3）により申請書及び確認資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点までに、当該資格の確認を受け、かつ、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

(14) 電子入札について

ア 電子入札方式による手続き開始後に、紙入札方式への途中変更は原則的に行わないものとするが、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更するものとする。

イ 電子入札方式に障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

ウ 電子入札方式に係わる運用については、「農林水産省電子入札運用基準標準例」（電子入札センターホームページ：<https://www.maff-ebic.go.jp/menu.html>）による。

(15) 営業所の専任技術者と工事の配置予定技術者の重複確認について

落札者となった者は、落札決定後、契約締結までに配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していないことが確認できる資料を提出するものとする。

なお、営業所の専任技術者が当該工事の技術者を兼任する場合には、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあることを確認するための資料の提出を求める場合がある。

(16) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方氏名及び働きかけの内容）を記録し、同規程第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

(不当な働きかけ)

ア 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼

イ 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼

ウ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼

エ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格

に関する情報聴取

オ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取

カ 公表前における発注予定に関する情報聴取

キ 公表前における入札参加者に関する情報聴取

ク その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

(17) その他

詳細は入札説明書による。

別表1 入札手続に係る期間等

①	入札説明書の交付期間	令和5年7月24日(月)から令和5年8月1日(火)まで (行政機関の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。
②	申請書及び確認資料の提出期限	令和5年7月24日(月)から令和5年8月1日(火)まで (行政機関の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。
③	電子入札方式による入札の締め切り	令和5年8月21日(月)午後5時
④	入札(開札)日時 紙入札による入札の締め切り	令和5年8月22日(火)午前10時

※「行政機関の休日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91条)第1項に規定する行政機関の休日をいう。